

大阪国際空港周辺緑地緑化および公園維持管理委託業務一般仕様書

1. 適用範囲

- (1) この一般仕様書は、大阪国際空港周辺緑地緑化および公園維持管理委託業務(以下「委託業務」という。)に適用する。
- (2) 委託契約書および特記仕様書に記載された事項はこの仕様書に優先するものとする。

2. 仕様

委託業務は委託契約書、特記仕様書、本仕様書に基づくほか、関係法令および指定管理者の指定する図書の仕様に準ずるものとする。

3. 関係行政機関等への手続き

本業務実施のため必要な関係行政機関その他に対する諸手続きは、受託者において迅速に処理しなければならない。

4. 休日または夜間における作業

原則として、清掃など特殊な場合を除いて、休日または夜間における作業を実施してはならない。特に作業をおこなう必要がある場合は、あらかじめ指定管理者に申し出て承認を得ること。

5. 現場代理人

- (1) 受託者は、委託業務をおこなうために、現場代理人を定めなければならない。
- (2) 現場代理人は、委託業務の現場を常に把握し、指定管理者の指示に従い委託業務現場に関する一切の事項を処理しなければならない。
- (3) 指定管理者が現場代理人を不適当と認めた場合は、受託者はすみやかに適任者を選定して交替させなければならない。

6. 疑義

本仕様書に記載なき事項またはその内容において委託業務遂行上当然必要な事項、または、疑義が生じた場合は双方協議して処理をするものとする。

7. 軽微な変更

現地の状況等の関係で生じる軽微な変更は指定管理者の指示によりおこなう。この場合において委託料は増減しない。

8. 作業計画

受託者は委託業務を開始するにあたり、その方法、時期等について策定した作業計画を立案し、それに基づいた作業日程表を提出し、指定管理者の承認を得ること。

9. 交通安全管理

受託者は資材等の運搬中および交通頻繁な箇所またはその隣接地での作業中において、交通災害の防止に努めるとともに、関係機関と十分協議の上、必要な措置を講じなければならない。

10. 作業実施表示板の設置

受託者は、作業実施に先立ち、付近住民および一般通行者に委託業務遂行に対する

理解と協力を求め、また、作業の安全管理を図るため作業現場またはその付近の見良い箇所に作業実施表示板を設置しなければならない。記載内容については、指定管理者と協議するものとする。ただし、軽易な作業で指定管理者の承認を得た場合は設置を省略できる。

11. 事故等の報告

受託者は、委託業務の進捗に影響をおよぼす事故および第三者に損傷を与える事故等が発生したときは、遅滞なくその状況を指定管理者に報告しなければならない。

12. 完了報告および引き渡し

委託業務を完了したときは、完了届一式を提出し、所定の検査を受け、手直しを指示された場合は、手直しの完了した後、所定の期間までに引き渡すこと。この場合には、現場代理人が立ち会うこと。

13. 提出書類

受託者は委託契約書、特記仕様書により定めた書類の他に、指定期日までに下記の書類を提出すること。

(1) 着手の際

- ① 委託業務着手届
- ② 現場代理人届
- ③ その他指定管理者の指示する書類

(2) 完了の際

- ① 委託業務完了届
- ② 着手前、作業中、完了の各写真一式
- ③ その他指定管理者の指示する書類